

# ひとり親家庭のためのしおり

～母子・父子・寡婦家庭の幸せを願って～



令和2年4月

広島県

# 目 次

1. 困った時の相談は . . . . . P. 1
  - (1) こんな機関に
  - (2) こんな人に
2. 手当・年金・医療費等の助成・福祉資金など . . . P. 2
  - (1) 手当など
  - (2) 年金など
  - (3) 医療費など
  - (4) 福祉資金（貸付）
3. 就業、職業訓練・資格取得等に関する相談 . . . . P. 4
  - (1) 就業のための機関と事業
  - (2) 資格取得のための訓練
  - (3) 訓練に関する手当
4. 子供のことにに関する相談 . . . . . P. 6
  - (1) 機関など
  - (2) 就学援助・奨学金など
  - (3) 生活・学習支援など
5. すまい・くらしのことにに関する相談 . . . . . P. 9
  - (1) すまい・くらし
  - (2) 減免制度など
6. 心のことにに関する相談 . . . . . P. 10
7. 地域にある母子会 . . . . . P. 10
8. 県内の主な相談機関 . . . . . P. 11
  - (1) 広島県内の厚生環境事務所，こども家庭センター，児童相談所
  - (2) 広島県の保健所
  - (3) 各市町の母子・父子・寡婦福祉関係窓口と所在地
  - (4) 母子家庭等就業・自立支援センター
  - (5) 地域の母子会
  - (6) その他の機関
  - (7) 子供の機関（前出以外，救急案内）
  - (8) 専門機関等
  - (9) 社会福祉協議会
  - (10) 各市町相談窓口一覧

# 1. 困った時の相談は

突然、夫や妻を失い、何をしたらよいのかわからないとき。離婚、別居、配偶者からの暴力など、家庭の事情や身の振り方に悩んでいるとき。年金や手当のことを知りたいとき。仕事のことや、子供の養育費、学費などで、お金が必要なときの相談機関、窓口をご紹介します。まずはお電話下さい。

## (1) こんな機関に

### ①母子家庭等就業・自立支援センター

#### 1) 就業相談・就業情報の提供・職業紹介

就労を希望される方に対し、職種や就職企業の選定、採用決定までサポートしています。ご希望の働き方にあわせた求人開拓や、履歴書や職務経歴書等の応募書類の書き方、面接についてのアドバイスも行っています。

#### 2) 養育費相談・生活の困りごと相談

養育費専門相談員が、養育費に関する相談や面会交流、児童扶養手当、福祉資金のことなど、ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談に応じています。

#### 3) 出張相談・巡回相談

忙しくて時間のない方や、遠くにお住まいの方には、必要に応じて就業相談員・養育費専門相談員・弁護士があなたのお住まいの地域へ出かけ、相談に応じています。事前の予約が必要です。

#### 4) 技能講習会

自立に必要な講習会を開催します。P.4 に詳しく記載しています。

##### ■問い合わせ先

□住所地の母子家庭等就業・自立支援センター  
(P.13 参照)

### ②こども家庭センター

#### (配偶者暴力相談支援センター)

夫やパートナーからの暴力等から保護を要する女性に対する相談や、自立のための支援を行っています。

##### ■問い合わせ先

- 西部こども家庭センター Tel (082) 254-0391  
月～金曜日：8時30分～17時(年末年始休み)
  - 東部こども家庭センター Tel (084) 951-2372  
月～金曜日：10時15分～17時(年末年始休み)
  - 北部こども家庭センター Tel (0824) 63-5181(内線2313)  
月～金曜日：10時15分～17時(年末年始休み)
- ※配偶者からの暴力に関する休日夜間電話相談は
- 西部こども家庭センター Tel (082) 254-0399  
月～金曜日：17時～20時  
土・日・祝日：10時～17時(年末年始休み)

働きたくても働けない、住むところがない等、生活に困窮されている方の相談に包括的に応じる窓口で、相談者の抱えている課題に応じた支援や連絡調整などを行っています。

##### ■問い合わせ先

□住所地の市区町役場  
生活困窮者自立相談支援窓口 (P.21～27 参照)

## (2) こんな人に

### ① 母子・父子自立支援員

各(市町)福祉事務所、及び広島県こども家庭課には、母子・父子自立支援員がいて、ひとり親家庭や寡婦の皆さんが抱えている色々な悩みごとの相談相手となり、問題解決のお手伝いをしています。市町によっては母子・父子自立支援員を設置していない場合がありますが、その際にはお住まいの市町にある役場、又は広島県こども家庭課にご相談下さい。

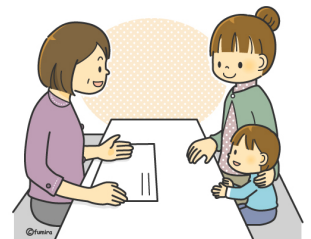
##### ■問い合わせ先

□住所地の市区町役場  
母子・父子・寡婦福祉関係窓口 (P.12 参照)

□広島県こども家庭課  
Tel (082) 513-3173

### ② 民生委員・児童委員，主任児童委員

お住まいの地域には、身近な相談相手として、民生委員・児童委員がいます。妊娠中の悩みから子育てに関する不安、障害のある方や介護の必要な方のご相談も受けています。困りごとの内容によっては、行政、こども家庭センター等の機関と連絡をとり、地域の社会資源を活用した援助を行います。主任児童委員は、児童福祉に関する事柄を専門的に担当しています。



## 2. 手当・年金・医療費等の助成・福祉資金など

### (1) 手当など

#### ① 児童扶養手当

次のいずれかの理由により、父又は母と生計をともにしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で中度以上の障害を有する児童）を養育しているひとり親家庭の父、母、または養育者（祖父母など）に手当が支給されます。

ただし、受給者等の所得が一定額以上の場合、手当の一部、又は全部が支給されません。

##### ■対象となる児童（理由）

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が一定程度の障害の状態にある児童
- ④ 父又は母が生死不明である児童
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨ 棄児などで父母がいるかいないか明らかでない児童

#### ② 児童手当

0歳から中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの間にある児童を養育している方に支給されます。

#### ③ 特別児童扶養手当

身体又は精神に、重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を養育している父母等に支給されます。

#### ④ 障害児福祉手当

身体又は精神に重度の障害があるために、日常生活において常時の介護が必要な20歳未満の在宅障害児に支給されます。

#### ⑤ 特別障害者手当

身体又は精神に著しく重度の障害があるために、日常生活において、常時特別の介護が必要な20歳以上の在宅障害者に支給されます。

#### ⑥ 職業訓練手当

※詳しくはP.5に記載

#### ⑦ 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金

※詳しくはP.5に記載

#### ⑧ 生活保護

自力で生活するための努力をしてもなお生活に困窮するときには、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する制度です。

生活保護の給付には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類があります。

##### ■①～⑤、⑧の問い合わせ先

住所地の市区町役場（P.21～27参照）

### (2) 年金など

#### ① 遺族基礎年金

国民（厚生・共済を含む）年金の被保険者又は被保険者であった人が死亡し、一定の保険料納付要件を満たしているときに、その人に生計を維持されていた遺族（子のある配偶者又は子）に支給されます。

#### ② 遺族厚生（共済）年金

厚生（共済）年金の被保険者又は被保険者であった人が死亡し、一定の保険料納付要件を満たしているときに、その人に生計を維持されていた遺族（一定の範囲あり）に支給されます。

##### ①～②の■問い合わせ先

日本年金機構各年金事務所（P.16参照）

共済年金の方：お勤めされていた職場

#### ③ 寡婦年金

国民年金保険料を10年以上納めた（免除を含む）夫が、老齢基礎年金、障害基礎年金などの年金を受けないで死亡したときに、夫に扶養され10年以上婚姻関係があった妻に、60歳から65歳になるまで支給されます。

#### ④死亡一時金

国民年金保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金などの年金を受けないで亡くなられ、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に、亡くなられた人と生計同一関係のあった遺族（一定の範囲あり）に支給されます。

##### ③～④の■問い合わせ先

日本年金機構各年金事務所（P.16 参照）

#### ⑤国民年金・厚生年金の年金給付に関する電話でのお問い合わせは

##### ■ねんきんダイヤル

TEL 0570-05-1165（ナビダイヤル）

050 で始まる電話からは 03-6700-1165

##### ■予約受付専用電話

TEL 0570-05-4890（ナビダイヤル）

050 で始まる電話からは 03-6631-7521

#### (3)医療費など

##### ①ひとり親家庭等医療費公費負担制度

ひとり親家庭の父又は母及び児童等が、医療機関で受診した場合、医療費の自己負担分の一部を助成します。

##### ■対象となる家庭

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養しているひとり親家庭の父又は母、及びその児童、並びに父母のない児童で所得税が非課税となっている世帯（生活保護世帯は除きます。）

##### ■申込み

住所地の市区町役場（P.21～27 参照）

※市町によって所得制限等が異なります。詳細については各市町へお問い合わせ下さい。

##### ②乳幼児医療費公費負担制度

就学前までの乳幼児が、医療機関で受診した場合（入院・通院共に）、医療費の自己負担分の一部を助成します。

##### ■対象となる乳幼児、児童

就学前児童（満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（生活保護世帯は除く））

##### ■申込み

住所地の市区町役場（P.21～27 参照）

※市町によって対象年齢・助成内容・所得制限等が異なります。詳細については各市町へお問い合わせ下さい。

#### (4)福祉資金（貸付）

##### ①母子・父子・寡婦福祉資金

ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と、その児童（子）の福祉を図るために、各種資金を無利子又は低利で貸付けを行っています。

##### ■対象者

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、又は父母のない児童（20歳未満）

##### ■資金の種類

- |         |         |
|---------|---------|
| ①事業開始資金 | ②事業継続資金 |
| ③修学資金   | ④就学支度資金 |
| ⑤修業資金   | ⑥就職支度資金 |
| ⑦技能習得資金 | ⑧医療介護資金 |
| ⑨生活資金   | ⑩住宅資金   |
| ⑪転宅資金   | ⑫結婚資金   |

##### ■問い合わせ先・申込み窓口

住所地の市区町役場

母子・父子・寡婦福祉関係窓口（P.12 参照）

##### ②母子家庭等緊急援護資金

ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定を図るため、緊急に資金が必要な場合、一時的に資金の貸付けを行っています。

##### ■対象者

ひとり親家庭の父、母、及び寡婦と、父母のない児童（20歳未満）

##### ■資金の種類

- ①生活安定資金 ②療養資金 ③結婚資金

##### ■問い合わせ先

住居地にある母子会（P.13 参照）

（広島市の場合）母子・父子・寡婦福祉関係窓口

（P.12 参照）

##### ③生活福祉資金

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯の生活の安定を図るために、低利又は無利子で資金の貸付けを行っています。

##### ■資金種類

- ①総合支援資金 ②福祉資金  
③教育支援資金 ④不動産担保型生活資金

##### ■申込み窓口・問い合わせ先

住所地の市区町社会福祉協議会（P.19～20 参照）

又は担当地区の民生委員・児童委員

### 3. 就業、職業訓練・資格取得等に関する相談

子育てと仕事を両立しやすい職場についての情報提供窓口や相談窓口があります。また、転職やキャリアアップのための資格取得を目指したいとき等に利用できる講習会・各種給付金もあります。

#### (1)就業のための機関と事業

##### ①母子家庭等就業・自立支援センター事業の技能講習会

仕事に関する相談、求人情報の提供、求人開拓等の他に、ひとり親家庭の母、父、寡婦及びひとり親家庭の20歳未満の子供を対象として、就業に必要な技能を修得することを目的として、次の事業を無料で実施しています。

###### ★就労に向けて

「就職準備・離転職セミナー」

自己分析や面接の受け方、ビジネスマナーなどのセミナーを行っています。

###### ★資格取得に向けて

「エクセル準2級講座」

「介護職員初任者研修」

「介護職員実務者研修」

「調剤薬局事務」

###### ★託児サービス事業

介護職員初任者研修、介護職員実務者研修の受講者を対象に、子供を預けて講習会に参加できるように、託児サービスを実施しています。

###### ■問い合わせ先

□広島県ひとり親家庭サポートセンター(P.13参照)

##### ②母子・父子自立支援プログラム策定事業

市町の母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当を受給している方を対象に、状況や希望に応じた自立支援計画を策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと連携して就業支援を行います。

###### ■問い合わせ先

住所地の市区町役場

母子・父子・寡婦福祉関係窓口(P.12参照)

※市町によっては実施していない場合があります。

ご希望の方は、事前にお問い合わせください。

##### ③公共職業安定所（ハローワーク）

県内の各ハローワークでは、仕事の相談、求人の閲覧、紹介状の発行、職場適応訓練や公共職業訓練への斡旋、事業所向け助成金等各種支援措置の案内などを行っています。

また、子育て中のお母さんを主な対象とした相談機関・就職支援機関として、マザーズハローワーク広島があり、一部のハローワークにもマザーズコーナー（広島西条、呉、福山、廿日市）が設置されています。

###### 〔しごとプラザ〕

###### 《マザーズハローワーク広島・ハローワーク福山マザーズコーナー》

職業相談・職業紹介、求人情報検索、就職支援セミナーなど行います。

###### 《わーくわくママサポートコーナー》

就職活動の準備に関する相談、保育所情報など子育てに関する情報提供、職場体験を含む支援プログラムセミナーなどを行っています。

###### ■問い合わせ先

住所地の各ハローワーク (P.17参照)

#### (2)資格取得のための訓練

##### ①公共職業訓練

公共職業安定所に求職の申込みを行った人で、技能を身につけることが必要な人のために、職業能力開発施設等で職業訓練を行っています。

パソコン、介護、CADなど、様々なコースがあります。

##### ②求職者支援訓練

雇用保険を受給できない求職者の方など（特定求職者）を対象に、民間教育機関が厚生労働省の認定を受けた職業訓練を行っています。多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と、特定の職種に必要な実践能力を一括して習得するための「実践コース」があります。

### ③訓練に関する手当

#### ①職業訓練手当

雇用保険受給資格のない母子家庭の母（母子家庭になって3年以内）が、公共職業安定所に求職の申し込みを行い、かつ所得が一定額以下で、公共職業安定所長の指示によって、職業訓練施設等で職業訓練を受ける場合に支給されます。

※支給に一定の要件があります。

#### ②職業訓練受講給付金

特定求職者の方が、公共職業安定所長の指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合に支給されます。

##### ■(2)(3)問い合わせ先

住所地の各ハローワーク（P.17参照）

※支給に一定の要件があります。必ず事前にご相談下さい。

### ③母子家庭自立支援給付金及び 父子家庭自立支援給付金事業

#### 1)自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の父及び母が、市町が指定する教育訓練講座を受講した場合、受講終了後に受講料の一部が支給されます。

※雇用保険受給資格の有無により補助率が変わります。また、所得制限があります。

#### 2)高等職業訓練促進給付金等事業

##### ①高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父及び母が、看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、1年以上の養成機関等で修学する場合、修業期間中の生活の負担軽減として支給されます。

##### ②高等職業訓練修了支援給付金

養成機関への入学時における負担を軽減するため、修了日以降に支給されます。

※支給を希望される方は、事前に相談する必要があります。また、所得制限があります。

##### ■相談窓口・問い合わせ先

住所地の市区町役場

母子・父子・寡婦福祉関係窓口（P.12参照）

※所得制限など、支給に一定の要件があり、実施していない市町もあります。必ず事前に市町相談窓口にご相談下さい。

### ④ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付事業

高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方が、高等職業訓練の養成機関修了後に、取得した資格が必要な業務に従事しようとする場合、要件に該当すれば、次の貸付を受けられます。

※要件を満たせば、返還免除となります。

①入学準備金 貸付限度額 50万円

②就職準備金 貸付限度額 20万円

##### ■問い合わせ先

□（社福）広島県社会福祉協議会 生活支援課

広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館1階

TEL (082) 254-3413

月～金曜日：8時30分～17時30分（年末年始休み）

## 4. 子供のことに関する相談

育児や、しつけのことで困っているとき。子供の性格や行動上の問題が心配なとき。病気などのため子供を自分で育てられないときなどの相談機関、窓口を紹介します。お気軽にご相談ください。

### (1) 機関など

#### ① こども家庭センター

子供の問題について、市町の相談窓口と協力しながら、児童福祉司、児童心理司などの専門の職員が相談相手となり、問題解決のお手伝いをしています。

また、家庭で子供の養育が困難な場合など、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所、里親への委託等の相談も行います。

##### ■問い合わせ先

□西部こども家庭センター Tel (082) 254-0381

□東部こども家庭センター Tel (084) 951-2340

□北部こども家庭センター Tel (0824) 63-5181

月～金曜日：8時30分～17時15分

##### ※広島市へお住まいの方

□広島市児童相談所 Tel (082) 263-0694

月～金曜日：8時30分～17時15分

(祝日・年末年始・8/6を除く)

所在地はP.11へ記載しています。児童虐待通告など緊急の場合は24時間受け付けます。

#### ② 児童家庭支援センター

子育てや子供自身の悩みなど、様々な相談をお受けしています。

##### ■問い合わせ先

□児童家庭支援センター 明日葉

呉市狩留賀町3-5

Tel (0823) 27-5371

月～金曜日：9時～17時

(祝日・休日、年末年始を除く)

□児童家庭支援センター まごころ

尾道市栗原町1268-1

Tel (0848) 24-0556

月～土曜日：9時～18時

(祝日・休日、年末年始を除く)

□児童家庭支援センター コスモス

廿日市市丸石1丁目1-12

Tel (0829) 54-2112

月～土曜日：9時～17時

(祝日・休日、年末年始を除く)

#### ③ 保育所

保護者が働いている、又は病気などで日中子育てができない家庭の子供を保育しています。また、地域のニーズに応じて一時保育、延長保育、休日保育などのサービスも行っています。

※各サービス、利用の可否等は保育所によって異なります。

#### ④ 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て家庭に対して、子育て相談、子育てサークルの支援、地域の保育サービス情報の提供などの支援を行っています。

#### ⑤ 病児・病後児保育事業

子供が病気などで一般の保育所、幼稚園、学校などに出席できず、また自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所などで一時的に子供を預かっています。

※病児・病後児保育施設の設置されていない市町もあります。

#### ⑥ ファミリー・サポート・センター

子供を預けたい人と、子供を保育できる人がセンターに会員登録をし、仕事、通院、買い物等子供を家庭で保育できないとき、一時的に預かる制度です。

#### ⑦ 家庭児童相談室

各市町福祉事務所に、家庭児童相談室が設置されています。家庭相談員等が子育てについての悩み(しつけ)等の相談に応じます。

#### ⑧ 短期入所生活援助事業

(ショートステイ)

保護者が病気、冠婚葬祭などのため、子供の養育が一時的に困難になったときや、緊急的に一時保護を必要とするときに、児童養護施設などで一定期間過ごすことができます。

#### ⑨ 夜間養護等事業

(トワイライトステイ)

保護者が仕事などで日常的に帰宅が深夜に及ぶ場合や、休日に不在になる時など、児童養護施設で子供に対する生活指導や食事の提供を行っています。

##### ③～⑨の■問い合わせ先

住所地の市区役場 (P.21～27 参照)



## ⑩ いじめダイヤル 24

幼児児童生徒のいじめに関する相談を受け付けています。

■問い合わせ先（広島県立教育センター）  
TEL (082) 420-1313（月～金曜日：9時～19時）  
このほかの時間や休日は留守番電話に録音できます

## ⑪ 教育相談事業

幼児児童生徒及び保護者を対象に、教育相談を受け付けています。来所相談は予約が必要です。

■問い合わせ先（広島県立教育センター）  
TEL (082) 428-1188（月～金曜日：9時～16時）

## ⑫ 心のふれあい相談室

児童生徒及び保護者を対象に、いじめや不登校などの相談を受け付けています。

■問い合わせ先（広島県立教育センター）  
TEL (082) 428-7110（月～金曜日：9時～16時）

## ⑬ こころの相談室

不登校やいじめ、家庭などに関する悩みについての相談を受付けています。

■問い合わせ先（広島県教育委員会）  
TEL (084) 925-3040  
（毎週火曜日・水曜日：10時～17時）

## ⑭ 少年サポートセンター

子供の非行、交友関係、学校問題、犯罪被害など、子供に関する相談について、専門の職員が対応します。

■問い合わせ先  
□少年サポートセンターひろしま  
※広島市域にお住まいの方  
TEL (082) 242-7867  
月～金曜日：10時～17時（祝日、年末年始、8/6を除く）  
□少年サポートセンターふくやま  
※福山市域にお住まいの方  
TEL (084) 925-7011  
月～金曜日：10時～18時（祝日、年末年始を除く）

※その他の相談機関として「ヤングテレホン広島」「こどもの人権110番」を記載しています。

## ⑮（公財）ひろしまこども夢財団

広島県の子育てポータル「イクちゃんネット」には、子育てに役立つ情報がたくさんあるので、いろいろな情報を検索することができます。

◆URL <http://www.ikuchan.or.jp>  
（PC・スマートフォン・携帯共通）

また、携帯・スマートフォンに子育て応援イベント・講演会・不審者情報・医療情報・感染症情報等をメール配信する「Kids☆めるまが」では、ひとり親家庭向けの情報も配信しています。

◆登録サイト  
<http://www.ikuchan.or.jp/kids>

■問い合わせ先  
□（公財）ひろしまこども夢財団  
TEL (082) 212-1007

## (2) 就学援助・奨学金など

### ① 義務教育就学援助

経済的理由のため、小学校、中学校への就学が困難な場合、学用品費、給食費、修学旅行費などが支給されます。

※市町により支給要件等が異なる場合があります。

■問い合わせ先  
在学している小・中・義務教育・中等教育学校、市町教育委員会

### ② 高等学校等就学支援金

国公立を問わず、高校等授業料の支援として、住民税（県・市町）所得割額の合計が50万7000円（年収910万円程度）未満の世帯に「就学支援金」が支給されます。「就学支援金」を受給するためには申請が必要です。（平成25年度以前から高校等に在学されている方は旧制度が適用されません。）

### ③ 高校生等奨学給付金

国公立を問わず、授業料以外の教育費への支援として、住民税（県・市町）所得割額が非課税の世帯に、返還不要の「奨学給付金」が支給されます。「奨学給付金」を受給するためには申請が必要です。

### ②～③の■問い合わせ先

私立：在学している高等学校等  
公立：広島県教育委員会教育支援推進課  
TEL (082) 222-3015  
月～金曜日：9時～17時（祝日・年末年始除く）

#### ④広島県高等学校等奨学金

高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程に入学・在学する生徒・学生で、経済的理由により修学が困難と認められる人に、必要な経費の一部が貸与されます。(修学奨学金については、母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金との併用はできませんので注意して下さい。)

##### ■資金の種類

- ①入学準備金 ②修学奨学金

##### ■問い合わせ先

在籍している学校

#### ⑤日本学生支援機構奨学金

大学院・大学(学部)・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)で学ぶ学生・生徒に対し、第一種奨学金(無利息)、第二種奨学金(利息付)を貸与するとともに、特に経済的に困難な学生・生徒を対象とした給付奨学金の制度もあります。

##### ■問い合わせ先

在学している学校の奨学金担当

※ただし、入学前に奨学金の予約を希望する場合は、日本学生支援機構ホームページ(予約採用)を参照のうえ、現在在学している学校へお問い合わせください。なお、高等学校卒業程度認定試験の合格者等は、日本学生支援機構へお問い合わせください。[JASSO 予約採用](#)で検索

#### ④ 病気・災害・自死遺児と保護者が障害を負っている家庭の子供の奨学金

保護者が死亡、または著しい障害を負っている家庭の高校生以上を対象に、貸与及び給付されます。貸与部分は、卒業後20年以内に無利子返還します。

##### ■問い合わせ先

あしなが育英会 TEL 03-3221-0888

#### ⑦交通遺児等貸付

自動車事故で保護者が死亡、又は重度後遺障害者になった、0歳から義務教育終了前の児童を対象に、無利子で生活資金の貸付けを行います。また、「友の会」を運営し、家族参加型イベントの「集い」や保護者の皆様の交流会を実施しています。

##### ■問い合わせ先

(独)自動車事故対策機構広島主管支所

TEL (082) 297-2255

<http://www.nasva.go.jp>

### (3)生活・学習支援など

小学生から中学生のひとり親家庭等の子供を対象に、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行います。

※会場によって開催日時や定員が異なります。

#### ①ひとり親家庭の子供の居場所づくり支援事業

##### ■問い合わせ先

□広島県こども家庭課

TEL (082) 513-3173

#### ②ひとり親家庭の子供の学習支援事業

##### ■問い合わせ先

□広島県こども家庭課

TEL (082) 513-3173

##### ※対象地域

東広島市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、江田島市、府中町、海田町、坂町、熊野町、世羅町

上記以外の地域は以下にお問い合わせください。

□広島市こども・家庭支援課

TEL (082) 504-2723

□福山市ネウボラ推進課

TEL (084) 928-1053

□呉市子育て支援課

TEL (0823) 25-3173

□尾道市子育て支援課

TEL (0848) 38-9205



## 5. すまい・くらしのことに関する相談

### (1) すまい・くらし

#### ① 公営住宅の優先入居

ひとり親家庭は県営住宅の入居者募集の際の選考方法において、入居に係る抽選の当選率が優遇されます。なお、収入が著しく低額で生活に困っている等の場合は、家賃を減免する制度があります。選考方法の詳細内容は「申込のしおり(P. 21)」をご覧ください。

##### ■問い合わせ先

□県営住宅：広島県営住宅指定管理者

(P. 18 参照)

(募集のご案内等は広島県HPをご参照下さい)

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/1182992095227.html>

□その他の公営住宅 住所地の市区町役場

(P. 21~27 参照)

#### ② 母子生活支援施設

母子家庭の母と児童をともに保護し、自立の促進のために生活を支援する施設です。

##### ■申込窓口・問い合わせ先

住所地の市区町役場 (P. 21~27 参照)

#### ③ ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母等が、自立のための資格取得や疾病などにより、一時的に生活援助、保育サービスが必要となった場合、家庭生活支援員を派遣します。所得状況により費用の一部を負担していただくことがあります。

##### ■申込窓口・問い合わせ先

住所地の市区町役場

母子家庭等福祉担当窓口 (P. 12 参照)

※市町によって実施していない場合があります。

### (2) 減免制度など

#### ① 所得税、市町県民税の軽減

配偶者と死別（又は夫が生死不明）又は離別した人で、扶養親族を有する場合や所得が一定金額以下の場合、寡夫控除、寡婦控除又は特別寡婦控除を受けることができます。

##### ■問い合わせ先

住所地の市区町役場 (P. 21~27 参照)

又は税務署

#### ② 国民年金保険料の免除

経済的理由などにより保険料が納められない場合などに全額又は3/4、1/2、1/4が免除される制度があります。また、配偶者からの暴力により配偶者と住所の異なる場合も、保険料が免除される場合があります。

##### ■問い合わせ先

日本年金機構各年金事務所 (P. 16)

#### ③ 水道料金・下水道使用料の減免制度

母子家庭等を対象に水道料金・下水道使用料を減免する制度があります。

##### ■問い合わせ先

住所地の市区町役場 (P. 21~27 参照)

※実施していない市町もあります。減免の内容も市町によって異なります。

#### ④ 施設設置負担金の分割払い制度

母子家庭等で電話を新設する場合に、施設設置負担金を分割で支払う制度があります。

##### ■問い合わせ先

西日本電信電話株式会社 (NTT西日本)

TEL 局番なしの「116」

携帯電話PHSからは 0800-2000116

受付時間：9時~17時（年末年始を除く毎日）

#### ⑤ 旅客鉄道株式会社（JR）の定期乗車券の割引

生活保護世帯（一部の方を除く）及び児童扶養手当受給世帯に属する方が、JRの通勤定期乗車券を購入する場合に割引をする制度があります。

##### ■問い合わせ先

住所地の市区町役場 (P. 21~27 参照)

## 6. 心のことに関する相談

「疲れを感じた時は休む」「自分なりの気晴らしを見つける」など日ごろから心の休ませ方を知っておくことは大切です。離婚や配偶者との死別、DVなど様々な生活の変化や職場の人間関係により、ストレス関連疾患に悩んでおられる方、アルコール、薬物依存などでお悩みの方は専門の医療機関（精神科・心療内科）又は、お住まいの福祉事務所など下記問い合わせ先へご相談下さい。

### ■問い合わせ先

□各厚生環境事務所・保健所、及び各市区町役場保健相談窓口（P. 11、及びP. 21～27 参照）

□広島県立総合精神保健福祉センター TEL (082) 884-1051

面接相談（予約制）（平日：9時～17時）

HP <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/paraemoa/>

□広島市精神保健福祉センター TEL (082) 245-7731 広島市中区富士見町 11-27

面接相談（予約制）（平日：9時～17時） 電話相談（平日：8時30分～17時）

□こころの電話（広島県精神保健福祉協会） TEL (082) 892-9090

（月・水・金：9時～12時、13時～16時30分）

□いのちの電話（社会福祉法人広島いのちの電話） TEL (082) 221-4343（24時間受付）

□精神科救急情報センター（広島県精神科病院協会） TEL (082) 892-3600（救急のみ・24時間受付）

## 7. 地域にある母子会

お住まいの地域には、ひとり親家庭の父、母、および寡婦で構成される小さなコミュニティーがあります。親子で参加し、ひとり親家庭どうしの交流を図る「ふれあい事業」や「生きがい事業」、パソコン教室等を行っています。

身近に、同じ境遇の悩みを持つ仲間がいます。お住まいの地域を統括している、ひとり親家庭等福祉連合会、または母子寡婦福祉連合会へお問い合わせ下さい。

### ■問い合わせ先

□住所地の母子会（P. 13 参照）



## 8. 県内の主な相談機関

### (1) 広島県内の厚生環境事務所，こども家庭センター，児童相談所

名 称	所 在 地	電 話	Fax・備考
西部厚生環境事務所 厚生課	廿日市市桜尾二丁目 2-68	(0829) 32-1181	(0829) 32-0640
西部厚生環境事務所 広島支所 厚生課	広島市中区基町 10-52	(082) 228-2111	(082) 511-8707
西部厚生環境事務所 呉支所 厚生保健課	呉市西中央一丁目 3-25	(0823) 22-5400	(0823) 22-5994
西部東厚生環境事務所 厚生課	東広島市西条昭和町 13-10	(082) 422-6911	(082) 422-4161
東部厚生環境事務所 厚生課	尾道市古浜町 26-12	(0848) 25-2011	(0848) 25-2461
東部厚生環境事務所 福山支所 厚生課	福山市三吉町一丁目 1-1	(084) 921-1411	(084) 928-7882
北部厚生環境事務所 厚生課	三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-5181	(0824) 63-5190
西部こども家庭センター (配偶者暴力相談支援センター)	広島市南区宇品東四丁目 1-26	こども (082) 254-0381 女 性 (082) 254-0391 休日・夜間 (082) 254-0399	(082) 256-5520
東部こども家庭センター (配偶者暴力相談支援センター)	福山市瀬戸町山北 291-1	こども (084) 951-2340 女 性 (084) 951-2372	(084) 951-2379
北部こども家庭センター (配偶者暴力相談支援センター)	三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-5181 (代) (内線 2313)	(0824) 63-9743
※広島市にお住いの方 広島市児童相談所	広島市東区光町二丁目 15-55	(082) 263-0694	(082) 263-0705
健康福祉局こども家庭課	広島市中区基町 10-52	(082) 513-3173	(082) 502-3674

### (2) 広島県の保健所

名 称	所 在 地	電 話
西部保健所	廿日市市桜尾二丁目 2-68	(0829) 32-1181
西部保健所 広島支所	広島市中区基町 10-52	(082) 513-5521
西部保健所 呉支所	呉市西中央一丁目 3-25	(0823) 22-5400
西部東保健所	東広島市西条昭和町 13-10	(082) 422-6911
東部保健所	尾道市古浜町 26-12	(0848) 25-2011
東部保健所 福山支所	福山市三吉町一丁目 1-1	(084) 921-1413
北部保健所	三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-5181

### (3) 各市町の母子・父子・寡婦福祉関係窓口と所在地

#### ■広島市内

広島市 名称	所在地	電話
中区福祉課児童福祉係	広島市中区大手町四丁目 1-1	(082) 504-2569
東区福祉課児童福祉係	広島市東区東蟹屋町 9-34	(082) 568-7733
南区福祉課児童福祉係	広島市南区皆実町一丁目 4-46	(082) 250-4131
西区福祉課児童福祉係	広島市西区福島町二丁目 24-1	(082) 294-6342
安佐南区福祉課児童福祉係	広島市安佐南区中須一丁目 38-13	(082) 831-4945
安佐北区福祉課児童福祉係	広島市安佐北区可部三丁目 19-22	(082) 819-0605
安芸区福祉課児童福祉係	広島市安芸区船越南三丁目 2-16	(082) 821-2813
佐伯区福祉課児童福祉係	広島市佐伯区海老園一丁目 4-5	(082) 943-9732

#### ■広島市以外の市町

各市町 名称	所在地	電話
呉市福祉保健部子育て支援課	呉市中央四丁目 1-6	(0823) 25-3173
竹原市福祉部社会福祉課子ども福祉係	竹原市中央五丁目 1-35	(0846) 22-7742
三原市子育て支援課子育て支援係	三原市港町三丁目 5-1	(0848) 67-6045
尾道市福祉保健部子育て支援課	尾道市久保一丁目 15-1	(0848) 38-9205
福山市保健福祉局ニューボラ推進部ニューボラ推進課	福山市東桜町 3-5	(084) 928-1053
府中市健康福祉部女性こども課	府中市府川町 315	(0847) 43-7139
三次市子育て支援部子育て支援課	三次市十日市中二丁目 8-1	(0824) 64-6011
庄原市児童福祉課児童福祉係	庄原市中本町一丁目 10-1	(0824) 73-1192
大竹市健康福祉部福祉課児童係	大竹市小方一丁目 11-1	(0827) 59-2148
東広島市こども未来部こども家庭課	東広島市西条栄町 8-29	(082) 420-0407
廿日市市福祉保健部こども課	廿日市市下平良一丁目 11-1	(0829) 30-9130
安芸高田市福祉保健部子育て支援課	安芸高田市吉田町吉田 791	(0826) 47-1283
江田島市子育て支援課	江田島市江田島町中央四丁目 18-28	(0823) 42-2852
府中町福祉保健部子育て支援課	安芸郡府中町大通三丁目 5-1	(082) 286-3163
海田町福祉保健部こども課	安芸郡海田町上市 14-18	(082) 823-9227
熊野町健康福祉部子育て支援課医療手当 G	安芸郡熊野町中溝一丁目 1-1	(082) 820-5623
坂町民生部民生課福祉係	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1-1	(082) 820-1505
安芸太田町福祉事務所	山県郡安芸太田町下殿河内 236	(0826) 25-0250
北広島町福祉課子育て支援係	山県郡北広島町有田 1234	(050) 5812-1851
大崎上島町福祉課福祉指導係	豊田郡大崎上島町木江 4968	(0846) 62-0301
世羅町子育て支援課	世羅郡世羅町本郷 947	(0847) 25-0295
神石高原町子育て応援課児童係	神石郡神石高原町小島 2025	(0847) 89-3368

#### (4) 母子家庭等就業・自立支援センター

名 称	所 在 地	電 話	Fax・備考
※広島市にお住まいの方 広島市母子家庭等 就業・自立支援センター	広島市南区松原町 5-1 広島市総合福祉センター内	(082) 261-2235	月～金曜：9時～19時 土曜：9時～17時 (日・祝休日・8/6・12/29～1/3 除く)
※福山市にお住まいの方 福山市ひとり親家庭等 就業・自立支援センター	福山市御門町二丁目 1-1 福山市芙蓉会館 1階	(084) 921-5546	11時～18時 (木・日・祝・年末年始除く)
※呉市、及び上記以外の住所地に お住まいの方 広島県ひとり親家庭サポートセンター	広島市中区幟町 3-57 中特会館2階	(082) 227-2377	月～金曜：9時～17時 土・日・祝日電話相談： 10時～17時(年末年始休み) 夜間電話相談： 毎週火・木 17時～20時

#### (5) 地域の母子会

名 称	所 在 地	電 話	Fax・備考
一般財団法人 広島市母子寡婦福祉連合会	広島市南区松原町 5-1 広島市総合福祉センター内	(082) 264-0505	※広島市にお住まいの方
一般財団法人 福山市母子寡婦福祉連合会	福山市御門町二丁目 1-1 芙蓉会館内	(084) 932-1091	※福山市にお住まいの方
一般財団法人 呉市母子寡婦福祉連合会	呉市中央 5丁目 12-21 福祉会館内	(0823) 21-5995	※呉市にお住まいの方
尾道市母子寡婦福祉連合会	尾道市門田町 22-5 尾道市母子・父子福祉センター	(0848) 22-8385	※尾道市にお住まいの方
一般財団法人 広島県ひとり親家庭等福祉連合会	広島市中区幟町 3-57 中特会館2階	(082) 227-2370	※上記以外の住所地にお 住まいの方

#### (6) その他の機関

名 称	所 在 地	電 話	Fax・備考
広島県私立学校団体 総合事務局	広島市中区大手町四丁目 5-7	(082) 241-2805	(082) 242-0957
全国健康保険協会 (協会けんぽ)広島支部	広島市東区光町一丁目 10-19	(082) 568-1011	
広島県生活センター	広島市中区基町 10-52 農林庁舎 1階	(082) 223-6111	消費生活相談
		(082) 223-8811	県民相談
警察安全相談電話	広島県警察本部	(082) 228-9110 携帯電話, PHS, プッシュ回線は局番なし #9110	※休日・夜間は当直対応
ヤングテレホン広島	広島県警察本部	(082) 228-3993	※休日・夜間は当直対応

エソール広島相談事業	広島市中区大手町一丁目 2-1 おりづるタワー10階 公益財団法人 広島県男女共同参画財団	(082) 247-1120	水・日・祝除く毎日 10:00~16:00 ※面接相談:金曜日 (予約制)
広島市配偶者暴力相談支援センター	広島市中区富士見町 11-27	(082) 545-7498	月~金曜日 (祝休日, 8/6, 12/29~ 1/3 除く) 10:00~17:00
	休日 DV 専用	(082) 252-5578	土・日・祝休日 (12/29~1/3 除く) 10:00~17:00
広島市 発達障害者支援センター	広島市東区光町二丁目 15-55 広島市こども療育センター内	(082) 568-7328	(土日祝休日・8/6・ 12/29~1/3 除く)
広島市精神保健福祉センター	広島市中区富士見町 11-27	(082) 245-7731	8:30~17:00(祝休日・8/6・ 年未年始除く)
広島県総合精神保健 福祉センター	安芸郡坂町北新地 二丁目 3-77	(082) 884-1051	(082) 885-3447
広島県発達障害者 支援センター	東広島市西条町西条 414-31	(082) 490-3455	(082) 427-6280

## (7) 子どもの機関 (前出以外・救急案内)

名称など	問い合わせ先	電話	備考
子ども虐待ホットライン	(市民団体)	(082) 227-6100	火・木・土曜日(年未年始を除く) 10:00~15:00
広島市こども 療育センター	広島市東区光町二丁目 15-55	(082) 263-0683	月~金 8:30~17:15 (祝休日・8/6・12/29~1/3 除く)
広島市西部 こども療育センター	広島市佐伯区海老山南 二丁目 2-18	(082) 943-6831	
広島市北部 こども療育センター	広島市安佐北区可部南 五丁目 8-70	(082) 814-5801	
子どもの人権110番	広島法務局	(0120) 007-110	月~金 8:30~17:15
子ども救急案内	小児救急医療相談電話	#8000 又は (082) 505-1399	毎日 19:00~翌朝 8:00
	広島市立舟入市民病院	(082) 232-6195 事前電話連絡は不要	毎日 24 時間
	広島市立安佐市民病院	(082) 815-5211 事前電話連絡は不要	日曜日 18:00~22:00
	広島西医療センター	(0827) 57-7151 事前電話連絡が必要	日・祝 8:30~17:15
	呉市医師会 休日急患センター	(0823) 32-1299	日・祝・年未年始 9:00~18:00
	呉市医師会 小児夜間救急センター	(0823) 32-1299	毎日 19:00~22:40(受付)
	三原市医師会 休日夜間急患診療所	(0848) 67-7040	平日 19:00~22:00



	三原赤十字病院	(0848) 64-8111	日曜日 9:00～11:30, 13:00～15:30
	厚生連尾道総合病院	(0848) 22-8111 事前電話連絡が必要	毎日 24 時間 (地域連携小児夜間・休日診療当番医が担当する日あり)
	福山夜間小児診療所	(084) 922-4999	毎日 19:00～22:45(受付)
	市立三次中央病院	(0824) 65-0101 事前電話連絡が必要	毎日 24 時間
	東広島市休日診療所	(082) 422-5400	日・祝・12月30日～1月3日 9:00～12:00, 13:00～16:00 (年末年始等の繁忙期において、診療時間を20時まで延長する日あり)
	竹原市休日診療所	(0846) 22-7157	日・祝・盆(8/15)・年末年始(12/30～1/3) 9:00～12:00, 13:00～16:00

## (8) 専門機関等

### ① 法律相談

法律相談 相談センター（要予約）は所得により無料になる場合があります。		
機関名	所在地	電話番号
紙屋町法律相談センター	広島市中区基町 6-27 そごうデパート新館 6 階	(082) 225-1600 有料
広島北部 巡回法律相談センター		(0120) 969-214 有料
ひがし広島法律相談センター	東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島	(082) 421-0021 有料
呉法律相談センター	呉市中通一丁目 1-2	(0120) 969-214 有料
呉地区の弁護士会事務局		(0823) 24-6755
尾道地区の弁護士会事務局		(0848) 22-4237
法律相談センター福山	福山市三吉町一丁目 6-1	(084) 973-5900 有料
日本司法支援センター広島 地方事務所(法テラス広島)	広島市中区八丁堀 2-31 広島鴻池ビル 1 階 ※毎週火・木曜日(祝日除く) 要予約 午後 1 時 30 分～4 時 50 分	050-3383-5483

### ② 広島県内の裁判所・公証人役場一覧

離婚に係る（親権・養育費など）調停		
広島家庭裁判所	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 1-6	(082) 228-0494
広島家庭裁判所 呉支部	〒737-0811 広島県呉市西中央四丁目 1-46	(0823) 21-4992
広島家庭裁判所 尾道支部	〒722-0014 広島県尾道市新浜一丁目 12-4	(0848) 22-5286
広島家庭裁判所 福山支部	〒720-0031 広島県福山市三吉町一丁目 7-1	(084) 923-2810
広島家庭裁判所 三次支部	〒728-0021 広島県三次市三次町 1725-1	(0824) 63-5169

多重債務整理の手続き，養育費請求調停など		
広島地方裁判所 本庁	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-43	(082) 228-0421
広島地方裁判所 呉支部	〒737-0811 呉市西中央四丁目 1-46	(0823) 21-4991
広島地方裁判所 尾道支部	〒722-0014 尾道市新浜一丁目 12-4	(0848) 22-5285
広島地方裁判所 福山支部	〒720-0031 福山市三吉町一丁目 7-1	(084) 923-2890
広島地方裁判所 三次支部	〒728-0021 三次市三次町 1725-1	(0824) 63-5141

養育費，保護命令の申立書など公文書作成		
広島公証人合同役場	〒730-0037 広島市中区中町 7-41 三栄ビル9階	(082) 247-7277
東広島公証人役場	〒739-0043 東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島	(082) 422-3733
呉公証人役場	〒737-0051 呉市中央三丁目 1-26 第一ビル3階	(0823) 21-2938
尾道公証人役場	〒722-0014 尾道市新浜二丁目 5-27 大宝ビル5階	(0848) 22-3712
福山公証人役場	〒720-0034 福山市若松町 10-7 若松ビル4階	(084) 925-1487
三次公証人役場	〒728-0014 三次市十日市南一丁目 4-11	(0824) 62-3381

### ③ 日本年金機構年金事務所・年金相談センター

機関名	所在地	電話番号・備考
広島東年金事務所	〒730-8515 広島市中区基町 1-27	(082) 228-3131
広島西年金事務所	〒733-0833 広島市西区商工センター 2-6-1 NTT コムウェア広島ビル1階	(082) 535-1505
広島南年金事務所	〒734-0007 広島市南区皆実町一丁目 4-35	(082) 253-7710
福山年金事務所	〒720-8533 福山市旭町 1-6	(084) 924-2181
呉年金事務所	〒737-8511 呉市宝町 2-11	(0823) 22-1691
呉年金事務所 東広島分室	〒739-0015 東広島市西条栄町 10-27 栄町ビル1階	(082) 493-6301
三原年金事務所	〒723-8510 三原市円一町二丁目 4-2	(0848) 63-4111
三次年金事務所	〒728-8555 三次市十日市東三丁目 16-8	(0824) 62-3107
備後府中年金事務所	〒726-0005 府中市府中町 736-2	(0847) 41-7421
街角の年金相談センター広島	〒730-0015 広島市中区橋本町 10-10 広島インテビル1階	来訪相談専用
街角の年金相談センター福山	〒720-0065 福山市東桜町 1-21 エストパルク 6階	来訪相談専用

#### ④ ハローワーク一覧

機関名	電話番号	所在地	開庁時間・備考
ハローワーク広島	(082) 223-8609	広島市中区上八丁堀 8-2 広島清水ビル 1~4 階	平日 8:30~17:15
ハローワーク広島東	(082) 264-8609	広島市東区光が丘 13-7	
ハローワーク呉 (★)	(0823) 25-8609	呉市西中央一丁目 5-2	平日 8:30~17:15
ハローワーク竹原	(0846) 22-8609	竹原市中央五丁目 2-11	平日 8:30~17:15
ハローワーク広島西条 (★)	(082) 422-8609	東広島市西条町寺家 6479-1	
ハローワーク三原	(0848) 64-8609	三原市館町一丁目 6-10	
ハローワーク尾道	(0848) 23-8609	尾道市栗原西二丁目 7-10	
ハローワーク福山	(084) 923-8609	福山市東桜町 3-12	平日 8:30~17:15 (火・木のみ 18:00) 土曜日 10:00~17:00 (第 2、第 4 のみ)
ハローワーク福山 (★)	(084) 921-8189	福山市東桜町 1-21 エストパルク 1F	平日 8:30~17:00
ハローワーク三次	(0824) 62-8609	三次市十日市東三丁目 4-6	平日 8:30~17:15
ハローワーク安芸高田	(0826) 42-0605	安芸高田市吉田町吉田 1814-5	
ハローワーク庄原	(0824) 72-1197	庄原市中本町一丁目 20-1	
ハローワーク可部	(082) 815-8609	広島市安佐北区可部南三丁目 3-36	
ハローワーク府中	(0847) 43-8609	府中市府中町 188-2	
ハローワーク廿日市 (★)	(0829) 32-8609	廿日市市串戸四丁目 9-32	
ハローワーク大竹	(0827) 52-8609	大竹市白石一丁目 18-16	
広島わかものハローワーク	(082) 236-8613	広島市中区本通 6-11 明治安田生命広島本通ビル 8 階	平日 10:30~19:00 土曜 10:00~17:00 (第 2、第 4 のみ)
マザーズハローワーク広島	(082) 542-8609	広島市中区立町 1-20 NREG広島立町ビル 3 階	平日 8:30~17:15

★印はマザーズコーナーが設置されている施設です。利用時間は、8:30~17:15 (福山は 17:00) となります。

## ⑤ 広島県県営住宅指定管理者一覧

住宅所在地等	指定管理者の名称及び事務所所在地	電話番号
広島市	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ 〒732-0827 広島市南区稲荷町 4-5 尾崎ビル 3階	中区, 東区, 南区, 西区 (082) 261-7907 安佐南区, 安佐北区 (082) 261-7819
海田町 熊野町 坂町 (平成ヶ浜住宅以外)	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ 〒736-0083 広島市安芸区矢野東五丁目 1-15 クスノキビル 103	(082) 889-5544
坂町 (平成ヶ浜住宅)	フジタビルメンテナンス株式会社 広島支店 〒730-0017 広島市中区鉄砲町 8-18 広島日生みどりビル 12階	(082) 846-6361
大竹市 廿日市市	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ 〒738-0033 廿日市市串戸一丁目 9-44 竹本印刷所ビル 1階	(0829) 34-0140
呉市	ビルックス株式会社 〒737-0004 呉市阿賀南一丁目 8-49	(0823) 74-5963
竹原市 東広島市	株式会社くれせん 東広島営業所 〒739-0025 東広島市西条中央三丁目 26-58 クニヒロビル 201	(082) 424-4877
三原市	堀田・誠和共同企業体 住宅管理センター 〒723-0051 三原市宮浦四丁目 8-24	(0848) 61-2215
尾道市	堀田・誠和共同企業体 住宅管理センター 〒722-0014 尾道市新浜一丁目 14-11 誠和ビル 1階	(0848) 24-2277
福山市 府中市	株式会社東急コミュニティー 〒720-0066 福山市三之丸町 8-17 Kビル 2階	(084) 973-3109
三次市 庄原市	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ 〒728-0012 三次市十日市中二丁目 3-36 向田ビル 1階	(0824) 62-6575

## (9) 社会福祉協議会

名 称	電 話 番 号	所 在 地
広島県社会福祉協議会	(082) 254-3411	広島市南区比治山本町 12-2
広島市社会福祉協議会	(082) 264-6400	広島市南区松原町 5-1 広島市総合福祉センター内
広島市中区社会福祉協議会	(082) 249-3114	広島市中区大手町四丁目 1-1
広島市東区社会福祉協議会	(082) 263-8443	広島市東区東蟹屋町 9-34
広島市南区社会福祉協議会	(082) 251-0525	広島市南区皆実町一丁目 4-46
広島市西区社会福祉協議会	(082) 294-0104	広島市西区福島町二丁目 24-1
広島市安佐南区社会福祉協議会	(082) 831-5011	広島市安佐南区中須一丁目 38-13
広島市安佐北区社会福祉協議会	(082) 814-0811	広島市安佐北区可部三丁目 19-22
広島市安芸区社会福祉協議会	(082) 821-2501	広島市安芸区船越南三丁目 2-16
広島市佐伯区社会福祉協議会	(082) 921-3113	広島市佐伯区海老園一丁目 4-5
呉市社会福祉協議会	(0823) 25-3509	呉市中央五丁目 12-21
呉市社会福祉協議会 川尻支所	(0823) 87-6555	呉市川尻町西二丁目 3-33
呉市総合ケアセンター さざなみ音戸支所	(0823) 50-0611	呉市音戸町高須三丁目 7-15
呉市社会福祉協議会 倉橋支所	(0823) 53-2233	呉市倉橋町 1210-8
〃 蒲刈支所	(0823) 66-1165	呉市蒲刈町田戸 2308-1
〃 安浦支所	(0823) 84-5460	呉市安浦町内海北一丁目 7-2
〃 豊浜支所	(0823) 67-1310	呉市豊浜町豊島 3526-15
〃 豊支所	(0823) 66-2872	呉市豊町大長 5915-5
竹原市社会福祉協議会	(0846) 22-5131	竹原市中央三丁目 13-5
三原市社会福祉協議会	(0848) 63-0570	三原市城町一丁目 2-1
〃 三原地域センター	(0848) 63-0570	三原市城町一丁目 2-1
〃 本郷地域センター	(0848) 86-3607	三原市下北方一丁目 2-12
〃 久井地域センター	(0847) 32-7101	三原市久井町和草 1906-1
〃 大和地域センター	(0847) 34-1214	三原市大和町和木 1538-1
〃 梅林の里	(0848) 61-0819	三原市西野三丁目 7-1
尾道市社会福祉協議会	(0848) 22-8385	尾道市門田町 22-5
〃 御調支所	(0848) 76-1231	尾道市御調町市 107-1
〃 向島支所	(0848) 45-2113	尾道市向島町 5888-1
〃 因島支所	(0845) 22-6562	尾道市因島田熊町 1315-1
〃 瀬戸田支所	(0845) 27-3846	尾道市瀬戸田町林 1288-7
福山市社会福祉協議会	(084) 928-1330	福山市三吉町南二丁目 11-22
〃 新市事務所	(0847) 52-5115	福山市新市町新市 1061-1
〃 沼隈内海事務所	(084) 980-7722	福山市沼隈町草深 1889-6
〃 神辺事務所	(084) 963-3366	福山市神辺町川北 1151-1
府中市社会福祉協議会	(0847) 47-1294	府中市広谷町 919-3
〃 上下支所	(0847) 62-2566	府中市上下町上下 869-5
三次市社会福祉協議会	(0824) 63-8975	三次市十日市東三丁目 14-1
〃 君田支所	(0824) 53-2964	三次市君田町東入君 718-6
〃 布野支所	(0824) 54-2042	三次市布野町上布野 1093-1
〃 作木支所	(0824) 55-2119	三次市作木町下作木 1503
〃 吉舎支所	(0824) 43-3301	三次市吉舎町吉舎 723-1
〃 三良坂支所	(0824) 44-2182	三次市三良坂町三良坂 737-1
〃 三和支所	(0824) 52-3143	三次市三和町敷名 11460-2
〃 甲奴支所	(0847) 67-2075	三次市甲奴町西野 40-1
〃 江水園	(0824) 55-3388	三次市作木町香淀 655
三次西健康づくりセンター	(0824) 65-0321	三次市日下町 143-1
庄原市社会福祉協議会	(0824) 72-7120	庄原市西本町四丁目 5-26

庄原市社会福祉協議会 庄原地域センター	(0824) 72-5151	庄原市西本町四丁目 5-26
〃 西城地域センター	(0824) 82-2953	庄原市西城町中野 1339
〃 東城地域センター	(08477) 2-0488	庄原市東城町川東 1175
〃 口和地域センター	(0824) 89-2320	庄原市口和町永田 415-4
〃 高野地域センター	(0824) 86-3044	庄原市高野町新市 1150-1
〃 比和地域センター	(0824) 85-2300	庄原市比和町比和 792
〃 総領地域センター	(0824) 88-2796	庄原市総領町下領家 71
大竹市社会福祉協議会	(0827) 52-2211	大竹市西栄二丁目 4-1
東広島市社会福祉協議会	(082) 423-2800	東広島市西条町土与丸 1108
〃 黒瀬支所	(0823) 82-2026	東広島市黒瀬町丸山 1286-1
〃 福富支所	(082) 435-2247	東広島市福富町久芳 1545-1
〃 豊栄支所	(082) 432-2083	東広島市豊栄町乃美 2841-1
〃 河内支所	(082) 420-7011	東広島市河内町中河内 1206-1
〃 安芸津支所	(0846) 45-0201	東広島市安芸津町三津 4398
廿日市市社会福祉協議会	(0829) 20-0294	廿日市市新宮一丁目 13-1
〃 佐伯事務所	(0829) 72-0868	廿日市市津田 4109
〃 吉和事務所	(0829) 77-2883	廿日市市吉和 1771-1
〃 大野事務所	(0829) 55-3294	廿日市市大野 1-1-1
〃 宮島事務所	(0829) 44-2785	廿日市市宮島町 960-2
安芸高田市社会福祉協議会	(0826) 42-2941	安芸高田市吉田町常友 1564-2
〃 吉田支所	(0826) 47-1311	安芸高田市吉田町吉田 1324-1
〃 八千代支所	(0826) 52-2941	安芸高田市八千代町佐々井 1329
〃 美土里支所	(0826) 59-2941	安芸高田市美土里町本郷 1775
〃 高宮支所	(0826) 57-2941	安芸高田市高宮町佐々部 983-2
〃 甲田支所	(0826) 45-2941	安芸高田市甲田町高高原 1490-1
〃 向原支所	(0826) 46-2941	安芸高田市向原町坂 185-1
江田島市社会福祉協議会	(0823) 40-2501	江田島市能美町鹿川 2060
府中町社会福祉協議会	(082) 285-7278	安芸郡府中町浜田本町 5-25
海田町社会福祉協議会	(082) 820-0294	安芸郡海田町日の出町 2-35
熊野町社会福祉協議会	(082) 855-2855	安芸郡熊野町中溝一丁目 11-1
坂町社会福祉協議会	(082) 885-2611	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 3-19
安芸太田町社会福祉協議会	(0826) 32-2226	山県郡安芸太田町中筒賀 2802-5
〃 加計支所	(0826) 22-1785	山県郡安芸太田町加計 3505-4
〃 戸河内支所	(0826) 28-1505	山県郡安芸太田町戸河内 800-1
〃 筒賀支所	(0826) 32-2226	山県郡安芸太田町中筒賀 2802-5
北広島町社会福祉協議会	(0826) 82-2680	山県郡北広島町大朝 2513-1
〃 芸北支所	(0826) 35-0144	山県郡北広島町川小田 10075-5
〃 千代田支所	(0826) 72-4670	山県郡北広島町有田 504
〃 豊平支所	(0826) 83-0050	山県郡北広島町戸谷 1088-1
大崎上島町社会福祉協議会	(0846) 62-1718	豊田郡大崎上島町木江 5-9
〃 東野支所	(0846) 65-2210	豊田郡大崎上島町東野 6625-1
〃 大崎支所	(0846) 64-4178	豊田郡大崎上島町中野 4098-7
世羅町社会福祉協議会	(0847) 22-3162	世羅郡世羅町西上原 426-3
〃 世羅西支所	(0847) 37-1335	世羅郡世羅町小国 3393
神石高原町社会福祉協議会	(0847) 85-2330	神石郡神石高原町小島 1748
〃 三和事務所	(0847) 85-2330	神石郡神石高原町小島 1748
〃 油木事務所	(0847) 82-0707	神石郡神石高原町油木 1858
〃 神石事務所	(0847) 87-0125	神石郡神石高原町福永 1609-1
〃 豊松事務所	(0847) 84-2259	神石郡神石高原町下豊松 866-1

## (10) 各市町相談窓口一覧

### ① 広島市内の各区

● 市外局番は区名の下（ ）内に記載しています。

内容等 区名 (市外局番)	公営住宅 優先入居	児童扶養 手当・ 児童手当	障害者 手当関係	生活保護	ひとり親家庭等医 療費・ 乳幼児等 医療費補助	保育所, 病児・病後児 保育事業	家庭児童 相談室	地域子育て 支援拠点事 業	母子生活 支援施設	水道料金・ 下水道使用減免		JR定期 乗車券 割引
										水道局 中央営業所	厚生部 福祉課	
中区 (082)	建設部 建築課	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課	厚生部 生活課	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課	地域支えあ い課	地域子育て 支援センター	厚生部 福祉課	水道局 中央営業所	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課
	504-2578	504-2569	504-2588	504-2571	504-2569	504-2569	504-2739	504-2174	504-2569	221-5522	504-2569	504-2569
東区 (082)	建設部 建築課	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課	厚生部 生活課	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課	地域支えあ い課	地域子育て 支援センター	厚生部 福祉課	水道局 中央営業所	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課
	568-7744	568-7733	568-7734	568-7726	568-7733	568-7733	568-7794	261-0315	568-7733	511-6922	568-7733	568-7733
南区 (082)	建設部 建築課	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課	厚生部 生活課	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課	地域支えあ い課	地域子育て 支援センター	厚生部 福祉課	水道局 中央営業所	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課
	250-8959	250-4131	250-4132	250-4104	250-4131	250-4131	250-4160	250-4134	250-4131	511-6933	250-4131	250-4131
西区 (082)	建設部 建築課	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課	厚生部 生活課	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課	地域支えあ い課	地域子育て 支援センター	厚生部 福祉課	水道局 中央営業所	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課
	532-0949	294-6342	294-6346	294-6117	294-6342	294-6342	294-6519	503-6288	294-6342	511-6944	294-6342	294-6342
安佐南 区 (082)	農林建設 部 建築課	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課	厚生部 生活課	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課	地域支えあ い課	地域子育て 支援センター	厚生部 福祉課	水道局 安佐南営業 所	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課
	831-4954	831-4945	831-4946	831-4940	831-4945	831-4945	831-5017	877-2146	831-4945	831-4565	831-4945	831-4945

内容等 区名 (市外局番)	公営住宅 優先入居	児童扶養 手当・ 児童手当	障害者 手当関係	生活保護	ひとり親家庭等医 療費・ 乳幼児等 医療費補助	保育所、病児・病後児 保育事業	家庭児童 相談室	地域子育て 支援拠点事 業	母子生活 支援施設	水道料金・ 下水道使用 減免		JR定期 乗車券 割引
										水道局 安佐北営業 所	厚生部 福祉課	
安佐北 区 (082)	農林建設部 建築課	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課	厚生部 生活課	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課	地域支えあ い課	地域子育て 支援センタ ー	厚生部 福祉課	水道局 安佐北営業 所	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課
	819-3937	819-0605	819-0608	819-0576	819-0605	819-0605	819-0639	819-0617	819-0605	819-3958	819-0605	819-0605
安芸区 (082)	農林建設部 建築課	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課	厚生部 生活課	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課	地域支えあ い課	地域子育て 支援センタ ー	厚生部 福祉課	水道局 安芸営業所	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課
	821-4928	821-2813	821-2816	821-2806	821-2813	821-2813	821-2827	821-2821	821-2813	821-4949	821-2813	821-2813
佐伯区 (082)	農林建設部 建築課	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課	厚生部 生活課	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課	地域支えあ い課	地域子育て 支援センタ ー	厚生部 福祉課	水道局 佐伯営業所	厚生部 福祉課	厚生部 福祉課
	943-9744	943-9732	943-9769	943-9726	943-9732	943-9732	943-9773	921-5010	943-9732	923-4121	943-9732	943-9732



● さまざまな理由により経済的な面で生活に困っている方の相談窓口（生活困窮者自立相談支援窓口）は以下のとおりです。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X
中区 くらしサポートセンター	広島市中区大手町四丁目 1-1 大手町平和ビル5階 中区社会福祉協議会内	(082) 545-8388	(082) 264-6413
東区 くらしサポートセンター	広島市東区東蟹屋町 9-34 東区総合福祉センター4階 東区社会福祉協議会内	(082) 568-6887	
南区 くらしサポートセンター	広島市南区皆実町一丁目 4-46 南区役所別館3階 南区社会福祉協議会内	(082) 250-5677	
西区 くらしサポートセンター	広島市西区福島町二丁目 24-1 西区地域福祉センター4階 西区社会福祉協議会内	(082) 235-3566	
安佐南区 くらしサポートセンター	広島市安佐南区中須一丁目 38-13 安佐南区総合福祉センター5階 安佐南区社会福祉協議会内	(082) 831-1209	
安佐北区 くらしサポートセンター	広島市安佐北区可部三丁目 19-22 安佐北区総合福祉センター4階 安佐北区社会福祉協議会内	(082) 815-1124	
安芸区 くらしサポートセンター	広島市安芸区船越南三丁目 2-16 安芸区総合福祉センター3階 安芸区社会福祉協議会内	(082) 821-5662	
佐伯区 くらしサポートセンター	広島市佐伯区海老園一丁目 4-5 佐伯区役所別館5階 佐伯区社会福祉協議会内	(082) 943-8797	
本部(統括)	広島市南区松原町 5-1 BIG FRONT ひろしま6階 広島市社会福祉協議会内	(082) 264-6405	

## ② 広島市以外の各市町

● P.6に記載されている ③保育所, ④地域子育て支援拠点事業, ⑤病児・病後児保育事業 ⑥ファミリーサポート事業, ⑦家庭児童相談室  
の問い合わせ先は保育所等児童相談窓口に記載しています。

● 市外局番は市町名下の ( ) 内に記載しています。

内容等 市町名 (市外局番)	公営住宅 優先入居	①児童扶養 手当・ ②児童手当	障害者 手当関係	①生活保護・ ②生活困難者 自立相談支援	①ひとり親家庭 等医療費助成・ ②乳幼児医療費	保育所等 児童相談窓口	母子生活 支援施設	水道料金・ 下水道 使用減免	J R 定期 乗車券割引
呉市 (0823)	(株)くれせん 指定管理者 事業部	子育て支援課	障害福祉課	生活支援課	子育て支援課	子育て施設課※③④⑤ 子育て支援課※⑥ 子育て支援課※⑦	子育て支援課	該当なし	子育て支援課
	32-2488	25-3173	25-3135	①25-3105 ②25-3571	25-3173	25-3144※③④⑤ 25-4122, 73-7272※⑥ 25-3599※⑦	25-3599	—	25-3173
竹原市 (0846)	都市整備課	社会福祉課	健康福祉課	社会福祉課	①社会福祉課 ②市民課	社会福祉課	社会福祉課	該当なし	社会福祉課
	22-7749	22-7742	22-7743 ※特別児童 扶養手当は 社会福祉課	22-2276	①22-7742 ②22-7734	22-7742	22-7742	—	22-7742
三原市 (0848)	三原市営住宅 管理グループ	子育て支援課	社会福祉課	社会福祉課	子育て支援課	児童保育課※③④⑤ 子育て支援課※⑥ 保健福祉課※⑦	子育て支援課	該当なし	子育て支援課
	62-1800	67-6045	67-6058 ※特別児童 扶養手当は 子育て支援課	①67-6059 ②67-4568	67-6045	67-6042※③④⑤ 67-6045※⑥ 67-6217※⑦	67-6045	—	67-6045
尾道市 (0848)	堀田・誠和共同 企業体市営住 宅管理センター	子育て支援課	社会福祉課	社会福祉課	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	該当なし	子育て支援課
	21-1266	①38-9205 ②38-9112	38-9124	38-9126	①38-9205 ②38-9112	38-9207※③⑤ 38-9219※④⑥⑦	38-9205	—	38-9205

内容等 市町名 (市外局番)	公営住宅 優先入居	①児童扶養 手当・ ②児童手当	障害者 手当関係	①生活保護・ ②生活困難者 自立相談支援	①ひとり親家庭 等医療費助成・ ②乳幼児医療費	保育所等 児童相談窓口	母子生活 支援施設	水道料金・ 下水道 使用減免	JR定期 乗車券割引
府中市 (0847)	都市デザイン課	女性こども課	福祉課	福祉課	女性こども課	女性こども課※③④⑤ ⑥⑦ 福祉課※⑦	女性こども課	該当なし	女性こども課
	43-7156	43-7139	43-7148	43-7149	43-7139	43-7265※③④⑤⑥ 43-7255, 43-7148※⑦	43-7139	—	43-7139
福山市 (084)	住宅課	ネウボラ 推進課	障がい福祉課	①生活福祉課 ②生活困窮者自 立支援センター	ネウボラ 推進課	保育施設課※③④⑤ 子育て応援センター※④⑥ ネウボラ推進課※⑦	ネウボラ 推進課	該当なし	ネウボラ 推進課
	928-1101	928-1070	928-1063	①928-1066 ②928-1241	928-1070	928-1047※③④⑤ 932-7284※④⑥ 928-1053※⑦	928-1053	—	928-1070
三次市 (0824)	財産管理課	子育て支援課	社会福祉課	社会福祉課	子育て支援課	子育て支援課※③④⑤⑥ 子育て支援課相談室※⑦	子育て支援課	該当なし	子育て支援課
	62-6161	62-6148	65-2051	62-6146	62-6148	62-6147※③⑤ 62-6148※④⑤⑥ 64-6011※⑦	62-6148	—	62-6148
庄原市 (0824)	都市整備課	児童福祉課	社会福祉課	社会福祉課	保健医療課	児童福祉課	児童福祉課	該当なし	児童福祉課
	73-1172 ※20才未満の 子を扶養する 母子家庭の母	73-1192	73-1210 ※特別児童 扶養手当は 児童福祉課	73-1166	73-1155	73-1192	73-1192	—	73-1192
大竹市 (0827)	近鉄住宅管理 株式会社	福祉課	福祉課	福祉課	保健医療課	福祉課	福祉課	該当なし	福祉課
	59-1717	59-2148	59-2146	59-2147	59-2141	59-2148	59-2148	—	59-2148

内容等 市町名 (市外局番)	公営住宅 優先入居	①児童扶養 手当・ ②児童手当	障害者 手当関係	①生活保護・ ②生活困難者 自立相談支援	①ひとり親家庭 等医療費助成・ ②乳幼児医療費	保育所等 児童相談窓口	母子生活 支援施設	水道料金・ 下水道 使用減免	JR定期 乗車券割引
東広島市 (082)	住宅課	こども家庭課	障害福祉課	社会福祉課	こども家庭課	保育課 こども家庭課	こども家庭課	該当なし	こども家庭課
	420-0946	420-0407	420-0180	420-0932	420-0407	420-0934※③⑤ 493-6072※⑥ 420-0407※④⑦	420-0407	—	420-0407
安芸 高田市 (0826)	住宅政策課	子育て支援課	社会福祉課	社会福祉課	保険医療課	子育て支援課	子育て支援課	該当なし	子育て支援課
	47-1202	47-1283	42-5615 ※特別児童 扶養手当は 子育て支援課	42-5615	42-5619	47-1283	47-1283	—	47-1283
廿日市市 (0829)	株式会社第一 ビルサービス 廿日市営業所	こども課	障害福祉課	①生活福祉課 ②はつかいち生 活支援センター	こども課	子育て応援室※④⑥⑦ こども課※③⑤	子育て応援室	該当なし	こども課
	34-1140	30-9153	30-9152	①30-9166 ②20-4080	30-9153	30-9129※④⑥⑦ 30-9154※③⑤	30-9129	—	30-9130
江田島市 (0823)	都市整備課	社会福祉課	社会福祉課	社会福祉課	保健医療課	子育て支援課	子育て支援課	水道業務課 下水道課	社会福祉課
	43-1647	43-1638	43-1638	43-1638	43-1639	42-2852	42-2852	42-3311 42-3911	43-1638
府中町 (082)	建築課	子育て支援課	福祉課	福祉課	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	環境課	子育て支援課
	286-3174	286-3163	286-3161	286-3159	286-3163	286-3163(3168) 286-3258※⑦	286-3163	286-3242	286-3163
海田町 (082)	都市整備課	こども課	社会福祉課	社会福祉課	こども課	こども課※③⑤⑦ ひまわりプラザ※④⑥	こども課	上下水道課	こども課
	823-9634	823-9227	823-9207	823-9220	823-9227	823-9227※③⑤⑦ 824-1225※④⑥	823-9227	823-9214	823-9227

内容等 市町名 (市外局番)	公営住宅 優先入居	①児童扶養 手当・ ②児童手当	障害者 手当関係	①生活保護・ ②生活困難者 自立相談支援	①ひとり親家庭 等医療費助成・ ②乳幼児医療費	保育所等 児童相談窓口	母子生活 支援施設	水道料・ 下水道 使用減免	JR定期 乗車券割引
熊野町 (082)	都市整備課	子育て支援課	社会福祉課	福祉事務所	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	該当なし	子育て支援課
	820-5608	820-5623	820-5635	820-5614	820-5623	820-5623	820-5623	—	820-5623
坂町 (082)	産業建設課	民生課	民生課	民生課	民生課	民生課	民生課	該当なし	民生課
	820-1512	820-1505	820-1505	820-1505	820-1505	820-1505	820-1505	—	820-1505
安芸 太田町 (0826)	建設課	①福祉事務所 ②児童育成課	福祉課	①福祉事務所 ②安芸太田町 社会福祉協議会	住民生活課	児童育成課	福祉事務所	建設課	福祉事務所
	28-1962	①25-0250 ②28-1969	25-0250	①25-0250 ②32-2226	28-2116	28-1969	25-0250	28-1962	25-0250
北広島町	建設課	福祉課	福祉課	福祉課	町民課	福祉課	福祉課	該当なし	福祉課
	050- 5812-1860	050- 5812-1851	050- 5812-1851	050-5812-1851	050-5812-1854	050-5812-1851	050- 5812-1851	—	050- 5812-1851
大崎 上島町 (0846)	建設課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	該当なし	該当なし	福祉課
	65-3124	①62-0302 ②62-0301	62-0301	62-0302	62-0301	62-0301	—	—	62-0301
世羅町 (0847)	建設課	子育て支援課	福祉課	福祉課	健康保険課	子育て支援課	福祉課	該当なし	子育て支援課
	22-5309	25-0295	25-0072	25-0072	25-0134	25-0295	25-0072	—	25-0295
神石 高原町 (0847)	建設課	子育て応援課	保健福祉課	保健福祉課	保健福祉課	子育て応援課	子育て応援課	該当なし	子育て応援課
	89-3338	89-3368	89-3335	89-3335	89-3335	89-3368	89-3368	—	89-3368